

平成22年(ワ)第1号 裁判官忌避申立却下決定に対する抗告事件

(原審・佐賀地方裁判所平成21年(ワ)第1号, 基本事件・同庁平成21年(ワ)第5号)

決 定

佐賀市本庄町大字本庄18番地2

抗 告 人 原 田 信 介
主 文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

理 由

第1 抗告の趣旨及び理由

抗告の趣旨及び理由は、別紙「即時抗告申立書」(写し)に記載のとおりである。

第2 当裁判所の判断

- 1 当裁判所も、抗告人の本件忌避申立ては理由がないものと判断する。その理由は、原決定「理由」欄の「第2 当裁判所の判断」に記載のとおりであるから、これを引用する。
- 2 よって、原決定は相当であり、本件抗告は理由がないからこれを棄却することとして、主文のとおり決定する。

平成22年1月20日

福岡高等裁判所第1民事部

裁判長裁判官 古 賀 寛

裁判官 川 野 雅 樹

裁判官 齋藤 毅

別紙

平成21年（行ク）第1号

（基本事件 平成21年（行ウ）第5号 固定資産評価審査決定取消 請求事件）

〒840-0027

佐賀市本庄町大字本庄18番地2（送達場所）

電話 0952-25-8036

申立人（基本事件原告） 原田 信 介



即時抗告申立書

平成21年12月9日

福岡高等裁判所 御中

〒840-0027

佐賀市本庄町大字本庄18番地2（送達場所）

電話 0952-25-8036

申立人（基本事件原告） 原田 信 介

原決定主文の表示

別紙のとおり。

抗告の趣旨

1. 原決定を取り消す。
2. 裁判官長 野尻純夫、裁判官 三宅知三郎、及び裁判官 日向輝彦に対する忌避は理由があるものと認めるとの裁判を求める。

抗告の理由

第1 本申立に係る裁判官長 野尻純夫、裁判官 三宅知三郎、及び裁判官 日向輝彦は、本事件が係属するところの、佐賀地方裁判所民事部を構成する裁判官である。

第2 本申立に係る裁判官長 野尻純夫、裁判官 三宅知三郎、及び裁判官 日向輝彦は、本事件の対象となる佐賀市久保泉町大字下和泉字三本柳9番17 雑種地 5551㎡の土地について、事件番号 平成21年（行ウ）第5号 固定資産評価審査決定取消 請求事件の担当裁判官である。

-1-

-3-

収入印紙 3,000 円
郵券 1,050 円添付



平成21年10月30日判決言渡書によると、裁判長等の判断は「訴訟の対象物件が残土処分場として利用されている」としているが、これは事実誤認であり、佐賀県が土地改良事業中に残土を放置したことにより、登記簿の地目が不動産登記法の強制規定により「雑種地」となったものであり、将来宅地予定がある場合は、登記簿の地目が中間地目の「雑種地」となることは無い。

本件土地が「雑種地」となったのは、本件土地が将来何になるか不明であり、且つ15年間以上も何ら利用されることが無く、現況が原野状態で将来、宅地になるか、田になるか、又は墓地になるのか不明な土地であり、現況の状態も15年間以上も原野状態であったためである。

将来のこの土地の利用が未定であるため「雑種地」になった土地を将来宅地見込みがあると判断した、被申立者の裁判官長 野尻純夫ら計3名の裁判官が、土地改良法及び不動産登記法を理解していないからである。

宅地見込みがあれば、不動産登記法上は「雑種地」になることはあり得ないからである。

この様な法律も理解出来ないような裁判官が、事実誤認により判決を言渡した以上は、

原告は、被申立者である裁判官らについては本件訴訟においても事実を公正に判断することは不可能と判断せざるを得ない。

裁判官の法律上の能力（裁判官として当然常識として知っていて当たり前のこと）の欠如のがあり、法律上の判断能力が欠けていることを知ったものである。

これは民事訴訟法第24条第1項に定める「裁判官の公正を妨げるべき事情」に該当するものと判断し、今回の即時抗告の申し立てに及んだ次第でございます。

他人の土地を原告が賃借させたと判断した裁判長等の判断は、土地改良法すら何ら理解していないことを証明していることが明かであり、原告が訴訟対象となっている全く別の土地を賃借したことさえ理解出来ない無能な裁判長等である。

法の常識すら理解出来ないことが「裁判の公正を妨げる事由に該当しない」との決定をすることは、狭義の法律の解釈である。

万一、裁判官の能力について忌避の事由に該当しないものと判断なさ

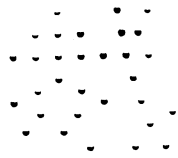
れるならば、国民が裁判官が常識すら理解していない場合の対処方法（裁判官の交代請求等）についてご教授願います。

法律上の常識が無い理由づけでの、判決主文では「裁判官の公正」が疑われ、「裁判官の公正」とは乖離したものと言わざるを得ません。

地方税法、不動産登記法、土地改良法の基本的な常識も理解出来ない裁判官に公正な裁判を行う資格は皆無であると言っても過言ではない。このような法律の常識も理解出来ないような能力の無い裁判官について福岡高等裁判所に、佐賀地方裁判所の裁判官の実状を知って頂き、裁判官の能力を向上を目指し、今回のことが裁判官の法律理解力を向上させる起因となれば幸いと思います。

よって、即時抗告申立に及んだ次第でございます。

以 上



これは謄本である。

平成22年1月20日

福岡高等裁判所第1民事部

裁判所書記官 佐伯 憲一